

豊橋市まちづくり景観条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月29日

豊橋市長 浅井 由 崇

## 豊橋市規則第34号

### 豊橋市まちづくり景観条例施行規則

豊橋市まちづくり景観条例施行規則（平成4年豊橋市規則第32号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び豊橋市まちづくり景観条例（令和3年豊橋市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（工作物）

第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- （1） 煙突
- （2） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの
- （3） ゴルフ場、野球場、スポーツ練習場その他の運動施設その他これらに類するもの
- （4） 風力発電施設その他これに類するもの
- （5） 装飾塔、記念塔その他これらに類するもの
- （6） 彫像、記念碑その他これらに類するもの
- （7） 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの
- （8） 擁壁、護岸、水門その他これらに類するもの
- （9） 柵、塀その他これらに類するもの
- （10） 乗用エレベーター又はエスカレーターであって、観光のために用いられるもの
- （11） ウォーターシュート、コースター、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- （12） アスファルトプラント、コンクリートプラントその他の製造施設その他これ

らに類するもの

- (13) サイロ、ガスタンクその他の貯蔵施設その他これらに類するもの
- (14) 粉碎施設、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設その他これらに類するもの
- (15) 駐車施設、駐輪施設その他これらに類するもの
- (16) 送電塔、電波塔、携帯電話基地局、道路に係る照明塔その他これらに類するもの
- (17) 太陽光発電施設であって、土地に自立して設置するもの又は水面上に設置するもの
- (18) 高架道路、高架鉄道その他これらに類するもの
- (19) 橋りょう、横断歩道橋、跨線橋、水管橋その他これらに類するもの
- (20) 前各号に掲げるもののほか、市長が指定したもの  
(事前協議)

第3条 条例第8条第2項の事前協議に係る書類、図面等は、事前協議書（様式第1）及び別表第1に掲げる図書とする。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

3 市長は、事前協議を終えたときは、当該事前協議をした者に対し、事前協議結果通知書（様式第2）により通知するものとする。

（法の規定による届出）

第4条 法第16条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為届出書（様式第3）により行うものとする。

2 法第16条第2項の規定による変更の届出は、景観計画区域内行為変更届出書（様式第4）により行うものとする。

3 法第16条第1項又は第2項の規定による届出を行う者は、別表第2に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、行為の規模が大きいため、当該図書について定められた縮尺によっては適切に表示できないときは、当該行為の規模に応じて、市長が適切と認める縮尺の図書をもって、これらの図書に代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず、市長は、同項に規定する図書の添付の必要がないと認

めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

(適合の通知)

第5条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出に係る行為が、景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合すると認めるときは、当該届出を行った者に対し、景観計画区域内届出行為の適合通知書(様式第5)により通知するものとする。

2 前項の通知を受けた者は、法第18条第2項の規定により、同条第1項本文に規定する期間を短縮して、前項の通知を受けた日から当該届出に係る行為に着手することができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為に係る通知)

第6条 法第16条第5項後段の規定による通知は、景観計画区域内行為通知書(様式第6)により行うものとする。

2 第4条第3項及び第4項の規定は、前項の通知について準用する。

(届出を要しない行為)

第7条 条例第9条の規則で定める規模のものは、次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模のものとする。

(1) 法第16条第1項第1号に規定する行為 別表第3の左欄に掲げる行為の場所の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模のもの

(2) 法第16条第1項第2号に規定する行為 別表第4の左欄に掲げる行為の場所の区分に応じ、同表の右欄に掲げる規模のもの

(3) 法第16条第1項第3号に規定する行為 開発区域が5ヘクタール以下のもの  
(公表の方法)

第8条 条例第14条第1項の規定による公表は、市の掲示場への掲示その他市長が適当と認める方法により行うものとする。

(行為完了等の届出)

第9条 条例第15条第1項の規定による届出は、景観計画区域内行為完了・中止届出書(様式第7)により行うものとする。

(身分証明書)

第10条 法第17条第8項及び第23条第3項(法第32条第1項において準用する場合を含む。)に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(様式第8)によるものとする。

(景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の提案)

第11条 法第20条第1項又は第29条第1項の規定による提案は、景観重要建造物（樹木）指定提案書（様式第9）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の通知）

第12条 法第21条第1項又は第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定通知書（様式第10）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の標識）

第13条 法第21条第2項又は第30条第2項の規定により設置する標識には、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1） 指定番号及び指定の年月日

（2） 指定した景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種

（景観重要建造物又は景観重要樹木の現状変更の許可の申請等）

第14条 省令第9条第1項又は第14条第1項の規定による申請は、景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書（様式第11）により行うものとする。

2 市長は、前項の申請書の内容を審査し、景観重要建造物又は景観重要樹木の良好な景観の保全に支障がないと認めるときは、景観重要建造物（樹木）現状変更許可書（様式第12）により許可するものとする。

3 法第22条第4項後段（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による協議をしようとする国の機関又は地方公共団体は、景観重要建造物（樹木）現状変更協議書（様式第13）を市長に提出するものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の解除の通知）

第15条 法第27条第3項の規定により準用する法第21条第1項の規定による通知又は法第35条第3項の規定により準用する法第30条第1項の規定による通知は、景観重要建造物（樹木）指定解除通知書（様式第14）により行うものとする。

（景観重要建造物又は景観重要樹木の所有者の変更の届出）

第16条 法第43条の規定による届出は、景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書（様式第15）により行うものとする。

（まちづくり景観形成地区内における行為の届出）

第17条 条例第22条第1項の規定による届出は、行政上の手続（法令の規定により、当該行為に着手する前に行政庁等に対して行うこととされている手続をいう。以下同じ。）に着手する日の4週間前（行政上の手続を要しない行為にあつては、当該行為に着手する日の4週間前）までにまちづくり景観形成地区内行為届出書（様式第16）により行うものとする。

(団体規約の内容)

第18条 条例第24条第1項第5号に規定する規則で定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 活動区域に含まれる地域の名称
- (4) 活動内容
- (5) 事務所の所在地
- (6) 構成員に関する事項
- (7) 役員の数、任期及び職務に関する事項
- (8) 会議に関する事項
- (9) 会費及び会計に関する事項

(団体の認定申請及び認定の取消し)

第19条 条例第24条第2項の規定により認定の申請をしようとする団体は、まちづくり団体認定申請書(様式第17)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、条例第24条第1項の規定によりまちづくり団体を認定したときは、速やかにまちづくり団体認定通知書(様式第18)により当該団体の代表者に通知するものとする。

3 前項の規定により認定を受けた団体が、規約を変更し、又は廃止しようとするときは、第1項の規定を準用する。

4 市長は、条例第24条第3項の規定により認定を取り消したときは、速やかにまちづくり団体認定取消通知書(様式第19)により当該団体の代表者に通知するものとする。

(協定項目)

第20条 条例第25条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 協定の区域
- (3) 景観形成に関する事項

(協定の認定申請及び認定の取消し)

第21条 条例第25条第2項の規定による申請は、まちづくり協定認定申請書(様式第20)により行うものとする。

2 市長は、条例第25条第1項の規定によりまちづくり協定を認定したときは、速や

かにまちづくり協定認定通知書（様式第21）により当該団体の代表者に通知するものとする。

3 条例第25条第3項の規定による届出は、第1項の規定を準用する。

4 市長は、条例第25条第4項の規定により当該認定を取り消したときは、速やかにまちづくり協定認定取消通知書（様式第22）により当該団体の代表者に通知するものとする。

（書類の提出部数）

第22条 法、省令、条例及びこの規則の規定に基づき市長に提出する書類の部数は、正本及び副本各1部とする。

（審議会の会長）

第23条 条例第29条に規定する審議会（以下「審議会」という。）に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、審議会の会務を総理し、会議の議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（審議会の招集及び会議）

第24条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

（審議会の庶務）

第25条 審議会の庶務は、都市計画部において処理する。

（委任）

第26条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第3条から第9条までの規定は、同年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市まちづくり景観条例施行規則の規定に

より作成されている様式は、改正後の豊橋市まちづくり景観条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。

別表第1（第3条関係）

行為の区分	図書の種類	縮尺
法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為	位置図	2,500分の1以上
	基本計画図	100分の1程度
	現況写真	
	景観配慮検討書	
法第16条第1項第3号に掲げる行為	位置図	2,500分の1以上
	基本計画図	1,000分の1以上
	現況写真	
	景観配慮検討書	

別表第2（第4条関係）

行為の区分	図書の種類	縮尺
法第16条第1項第1号又は第2号に掲げる行為	位置図	2,500分の1以上
	配置図	100分の1以上
	平面図	100分の1以上
	立面図	100分の1以上
	外構図	100分の1以上
	完成予想図	
	シミュレーション図（石巻山眺望保全区域又は豊川水辺景観育成区域における行為に限る。以下この表において同じ。）	
	現況写真	
	景観配慮説明書	
法第16条第1項第3号に掲げる行為	位置図	2,500分の1以上
	現況図	1,000分の1以上
	計画図	1,000分の1以上
	シミュレーション図	

	現況写真	
	景観配慮説明書	

別表第3（第7条関係）

行為の場所		建築物の建築等の規模
景観計画に規定する地域	景観計画に規定するエリア	
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ10メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ10メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ15メートル以下かつ建築面積3,000平方メートル以下
	三河湾沿岸田園エリア	高さ10メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
	前芝湊周辺エリア	高さ13メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ20メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
	商業系エリア	高さ20メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
	沿道系エリア	高さ15メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
	住居系エリア	高さ13メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下
	近隣工業系エリア	高さ15メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下
	二川宿周辺エリア	高さ13メートル以下かつ建築面積500平方メートル以下
農の景	南部田園エリア	高さ10メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル



		以下
海の景	表浜海浜エリア	高さ5メートル以下かつ建築面積10平方メートル以下
	表浜沿岸田園エリア	高さ10メートル以下かつ建築面積1,000平方メートル以下

別表第4（第7条関係）

行為の場所		工作物の建設等の規模				
景観計画に規定する地域	景観計画に規定するエリア	第2条第1号から第15号まで及び第20号に掲げるもの	第2条第16号に掲げるもの	第2条第17号に掲げるもの	第2条第18号に掲げるもの	第2条第19号に掲げるもの
里山の景	東部丘陵里山エリア	高さ10メートル以下	高さ30メートル以下	太陽光パネルの合計面積（計画総面積）が500平方メートル以下	高さ10メートル以下	幅員4メートル以下かつ延長10メートル以下
川の景	豊川沿川田園エリア	高さ10メートル以下				
港の景	三河湾沿岸工業エリア	高さ15メートル以下				
	三河湾沿岸田園エリア	高さ10メートル以下				
	前芝湊周辺エリア	高さ13メートル以下				
まちの景	豊橋駅周辺エリア	高さ20メートル以下				

	商業系エリア	高さ20メートル以下				
	沿道系エリア	高さ15メートル以下				
	住居系エリア	高さ13メートル以下				
	近隣工業系エリア	高さ15メートル以下				
	二川宿周辺エリア	高さ13メートル以下				
農の景	南部田園エリア	高さ10メートル以下				
海の景	表浜海浜エリア	高さ5メートル以下				
	表浜沿岸田園エリア	高さ10メートル以下				

#### 備考

高さは、地盤面から当該工作物の上端までの距離をいうものとし、建築物と一体となって設置される工作物にあつては、当該工作物の高さが5メートルを超え、かつ、建築物の高さとの合計がこの表の数値を超えるものを含む。

様式第 1 (第 3 条関係)

事前協議書

年 月 日

豊橋市長 様

申出者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

豊橋市まちづくり景観条例第 8 条第 1 項の規定により、景観計画区域内における行為について次のとおり協議を申し出ます。

計 画 の 名 称				
行 為 の 場 所	豊橋市			
地 域 等 の 区 分	地 域	<input type="checkbox"/> 里山の景	<input type="checkbox"/> 川の景	<input type="checkbox"/> 港の景
		<input type="checkbox"/> まちの景	<input type="checkbox"/> 農の景	<input type="checkbox"/> 海の景
	エ リ ア	エ リ ア		
	石巻山眺望保 全区域	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外	
	豊川水辺景観 育成区域	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外	
まちづくり 景観形成地区	<input type="checkbox"/> 区域内 (	景観形成地区)		
	<input type="checkbox"/> 区域外			
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
		<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為			
設 計 者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名称)			
	電 話 番 号			
施 工 者	住 所 (所在地)			
	氏 名 (名称)			
	電 話 番 号			
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
担当者連絡先				

備考 行為の種類に応じて、別紙 1 から別紙 3 までのいずれかを添付してください。

別紙 1 建築物概要書

敷地の概要			
主 要 用 途			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
敷地内の建築物の数			
建築物別の概要			
用 途			
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
構 造	造 一 部 造		
区 分	申出部分	既存部分	合 計
高 さ	m	m	m
階 数	地上 階、地下 階	地上 階、地下 階	地上 階、地下 階
建 築 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
延 べ 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
外 観	区 分	申出部分	既存部分
	屋根	素材	
		色彩	
	外壁	素材	
		色彩	
そ の 他 参 考 事 項			

- 備考 1 建築物が複数ある場合は、建築物ごとの概要を別途追加してください。  
 2 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

別紙2 工作物概要書

敷地の概要			
主 要 用 途			
敷 地 面 積	m <sup>2</sup>		
敷地内の工作物の数			
工作物別の概要			
種 類	(種類の番号: )		
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
構 造	造 一 部 造		
区 分	申出部分	既存部分	合 計
高 さ (地盤面からの高さ)	m	m	m
幅 員	m	m	m
延 長	m	m	m
築 造 面 積 (太陽光発電施設の場合はパネル面積)	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
外 観	区 分	申出部分	既存部分
	素 材		
	色 彩		
そ の 他 参 考 事 項			

- 備考 1 工作物が複数ある場合は、工作物ごとの概要を別途追加してください。  
 2 工作物の種類の番号は、景観計画に示す工作物の種類の番号を記入してください。  
 3 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

別紙3 開発行為概要書

行 為 の 目 的		
行 為 の 内 容		
開 発 区 域 の 面 積	m <sup>2</sup>	
法面又は擁壁の規模	高さ	m
	延長	m
そ の 他 参 考 事 項		

備考 記載する内容は、計画段階の概略で構いません。

様式第2（第3条関係）

事前協議結果通知書

第 号  
年 月 日

様

豊橋市長

印

年 月 日付けで事前協議のあった行為について、豊橋市まちづくり景観条例施行規則第3条第4項の規定により、次のとおり結果を通知します。

計画の名称	
行為の場所	豊橋市
行為の種類	
意見等	

様式第3（第4条関係）

景観計画区域内行為届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

景観法第16条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

計 画 の 名 称				
行 為 の 場 所	豊橋市			
地 域 等 の 区 分	地域	<input type="checkbox"/> 里山の景	<input type="checkbox"/> 川の景	<input type="checkbox"/> 港の景
		<input type="checkbox"/> まちの景	<input type="checkbox"/> 農の景	<input type="checkbox"/> 海の景
	エリア	エリア		
	石巻山眺望保 全区域	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外	
	豊川水辺景観 育成区域	<input type="checkbox"/> 区域内	<input type="checkbox"/> 区域外	
まちづくり 景観形成地区	<input type="checkbox"/> 区域内（ 景観形成地区）			
	<input type="checkbox"/> 区域外			
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
		<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為			
設 計 者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
	電話番号			
施 工 者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
	電話番号			
行 為 の 期 間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
担当者連絡先				

備考 行為の種類に応じて、別紙1から別紙3までのいずれかを添付してください。



別紙 1 建築物概要書

敷地の概要			
主 要 用 途			
敷 地 面 積		㎡	
敷地内の建築物の数			
建築物別の概要			
用 途			
工 事 種 別		<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更	
構 造		造 一 部 造	
区 分		申出部分	既存部分
高 さ		m	m
階 数		地上 階、地下 階	地上 階、地下 階
建 築 面 積		㎡	㎡
延 べ 面 積		㎡	㎡
外 観	区 分		申出部分
	屋根	素材	
		色彩	
	外壁	素材	
		色彩	
その他参考事項			

- 備考 1 建築物が複数ある場合は、建築物ごとの概要を別途追加してください。  
 2 色彩の欄には、マンセル値を記入してください。

別紙2 工作物概要書

敷地の概要				
主 要 用 途				
敷 地 面 積		m <sup>2</sup>		
敷地内の工作物の数				
工作物別の概要				
種 類		(種類の番号: )		
工 事 種 別		<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更		
構 造		造 一 部 造		
区 分		申出部分	既存部分	合 計
高 さ (地盤面からの高さ)		m	m	m
幅 員		m	m	m
延 長		m	m	m
築 造 面 積 (太陽光発電施設の場合 はパネル面積)		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
外 観	区 分	申出部分		既存部分
	素 材			
	色 彩			
そ の 他 参 考 事 項				

- 備考 1 工作物が複数ある場合は、工作物ごとの概要を別途追加してください。  
 2 工作物の種類の番号は、景観計画に示す工作物の種類の番号を記入してください。  
 3 色彩の欄には、マンセル値を記入してください。

別紙3 開発行為概要書

行為の目的		
行為の内容		
開発区域の面積	m <sup>2</sup>	
法面又は擁壁の規模	高さ	m
	延長	m
その他参考事項		

様式第4（第4条関係）

景観計画区域内行為変更届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

景観法第16条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

計 画 の 名 称		
行 為 の 場 所	豊橋市	
行 為 の 種 類		
当初の届出年月日	年 月 日	
適合通知の年月日 及 び 番 号	年 月 日 号	
変 更 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
変 更 理 由		
担 当 者 連 絡 先		

様式第5（第5条関係）

景観計画区域内届出行為の適合通知書

第 号  
年 月 日

様

豊橋市長

㊟

年 月 日付で届出（変更届出）のあった次の行為については、豊橋市景観計画に定める行為の制限に関する事項に適合すると認めますので、豊橋市まちづくり景観条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

なお、景観法第18条第2項の規定に基づき、行為の着手の制限を解除します。

計画の名称				
行為の場所	豊橋市			
行為の種類				
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
その他				

様式第6（第6条関係）

景観計画区域内行為通知書

年 月 日

豊橋市長様

通知者 住所  
 (所在地)  
 氏名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

景観法第16条第5項の規定により、次のとおり通知します。

計画の名称				
行為の場所	豊橋市			
地域等の区分	地域	<input type="checkbox"/> 里山の景	<input type="checkbox"/> 川の景	<input type="checkbox"/> 港の景
		<input type="checkbox"/> まちの景	<input type="checkbox"/> 農の景	<input type="checkbox"/> 海の景
	エリア	エリア		
	石巻山眺望保全区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外		
	豊川水辺景観育成区域	<input type="checkbox"/> 区域内 <input type="checkbox"/> 区域外		
まちづくり景観形成地区	<input type="checkbox"/> 区域内 (景観形成地区) <input type="checkbox"/> 区域外			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
		<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転
	<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	<input type="checkbox"/> 開発行為			
設計者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
	電話番号			
施工者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
	電話番号			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
担当者連絡先				

備考 行為の種類に応じて、様式第3の別紙1から別紙3までのいずれかを添付してください。

様式第7（第9条関係）

景観計画区域内行為完了・中止届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

年 月 日付で届け出た行為について、当該行為を完了（中止）したので、豊橋市まちづくり景観条例第15条の規定により、次のとおり届け出ます。

区 分	<input type="checkbox"/> 完了	<input type="checkbox"/> 中止
計 画 の 名 称		
行 為 の 場 所	豊橋市	
行 為 の 種 類	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 工作物	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	<input type="checkbox"/> 開発行為	
適合通知書の年月日及び番号	年 月 日	号
完了・中止の年月日	年 月 日	
中 止 の 理 由		

備考 行為完了の場合は、完了後の写真を添付してください。

様式第 8 (第10条関係)

身 分 証 明 書

所 属  
職 名  
氏 名  
生年月日

上記の者は、景観法第17条第6項若しくは第23条第2項（同法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定により原状回復等を行い、又は同法第17条第7項の規定により立入検査若しくは立入調査をする権限を有するものであることを証明する。

年 月 日

豊橋市長

Ⓔ

備考 用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.5センチメートルとする。



様式第9（第11条関係）

景観重要建造物（樹木）指定提案書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

景観法第20条第1項（第29条第1項）の規定により、景観重要建造物（樹木）の指定について、次のとおり提案します。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
建造物の名称又は樹木の樹種		
建造物又は樹木の所在地		
建造物の外観の特徴又は樹木の樹容の特徴		
提案理由		

備考 景観法施行規則第7条第1項（第12条第1項）に掲げる図書を添付してください。

様式第10（第12条関係）

景観重要建造物（樹木）指定通知書

第 号  
年 月 日

様

豊橋市長



次の建造物（樹木）を景観重要建造物（樹木）として指定しましたので、景観法第21条第1項（第30条第1項）の規定により、次のとおり通知します。

区	分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
指	定	番	号	
第		第	号	
指	定	年	月	日
		年	月	日
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種				
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地		豊橋市		
所 有 者	氏名 <small>（名称及び代表者氏名）</small>			
	住所 <small>（所在地）</small>			
指定の理由となった建造物の外観の特徴又は樹木の樹容の特徴				
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲				

様式第11（第14条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可申請書

年 月 日

豊橋市長様

申請者 住所  
 (所在地)  
 氏名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

景観法第22条第1項（第31条第1項）の規定により、景観重要建造物（樹木）の現状変更の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

区	分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物		<input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
指 定 番 号	第	号			
指 定 年 月 日	年	月	日		
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種					
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地		豊橋市			
行為の種類	建造物	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築	<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 除却
		<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替	<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
	樹木	<input type="checkbox"/> 伐採	<input type="checkbox"/> 移植		
行為の場所		豊橋市			
設計又は施行方法					
行為の期間		着手予定日 年 月 日		完了予定日 年 月 日	
設計者	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
	電話番号				
施工者	住所（所在地）				
	氏名（名称）				
	電話番号				
担当者連絡先					

備考 景観法施行規則第9条第2項各号（第14条第2項各号）に掲げる図書を添付してください。

様式第12（第14条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更許可書

第 号  
年 月 日

様

豊橋市長



年 月 日付けで申請のありました景観重要建造物（樹木）の現状変更については、次のとおり許可します。

区 分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物 <input type="checkbox"/> 景観重要樹木	
指 定 番 号	第 号	
指 定 年 月 日	年 月 日	
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種		
景観重要建造物又は景観重要 樹木の所在地 豊橋市		
行為の種類	建造物	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 除却 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩の変更
	樹木	<input type="checkbox"/> 伐採 <input type="checkbox"/> 移植
行為の場所 豊橋市		
現状変更の内容		
許可条件		

様式第13（第14条関係）

景観重要建造物（樹木）現状変更協議書

年 月 日

豊橋市長様

申出者 住所  
 (所在地)  
 氏名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

景観重要建造物（樹木）の現状変更について、景観法第22条第4項（第31条第2項）の規定により、次のとおり協議を申し出ます。

区	分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第	号	
指 定 年 月 日	年	月	日
景観重要建造物の名称又は 景観重要樹木の樹種			
景観重要建造物又は景観重要 樹木の所在地	豊橋市		
行為の種類	建造物	<input type="checkbox"/> 増築	<input type="checkbox"/> 改築
	樹木	<input type="checkbox"/> 伐採	<input type="checkbox"/> 移植
		<input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 除却
		<input type="checkbox"/> 修繕	<input type="checkbox"/> 模様替
		<input type="checkbox"/> 色彩の変更	
行 為 の 場 所	豊橋市		
設 計 又 は 施 行 方 法			
行 為 の 期 間	着手予定日	完了予定日	
	年 月 日	年 月 日	
設 計 者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	電話番号		
施 工 者	住所（所在地）		
	氏名（名称）		
	電話番号		
担 当 者 連 絡 先			

備考 景観法施行規則第9条第2項各号（第14条第2項各号）に掲げる図書を添付してください。

様式第14（第15条関係）

景観重要建造物（樹木）指定解除通知書

第 号  
年 月 日

様

豊橋市長



次の景観重要建造物（樹木）の指定を解除したので、景観法第27条第3項（第35条第3項）の規定により通知します。

区	分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号	第	号	
指 定 年 月 日	年	月	日
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種			
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地			
所 有 者	氏名 <small>（名称及び代表者氏名）</small>		
	住所 <small>（所在地）</small>		
指定の理由となった建造物の外観の特徴又は樹木の樹容の特徴			
景観法第19条第1項に規定する土地その他の物件の範囲			
指 定 解 除 年 月 日	年	月	日
指 定 解 除 の 理 由			

様式第15（第16条関係）

景観重要建造物（樹木）所有者変更届出書

年 月 日

豊橋市長様

届出者 住所  
 (所在地)  
 氏名  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号

次の景観重要建造物（樹木）の所有者を変更したので、景観法第43条の規定により、次のとおり届け出ます。

区	分	<input type="checkbox"/> 景観重要建造物	<input type="checkbox"/> 景観重要樹木
指 定 番 号		第	号
指 定 年 月 日		年 月 日	
景観重要建造物の名称又は景観重要樹木の樹種			
景観重要建造物又は景観重要樹木の所在地			
所 有 者	変 更 前	氏名 (名称及び代表者氏名)	
		住所 (所在地)	
	変 更 後	氏名 (名称及び代表者氏名)	
		住所 (所在地)	
変 更 年 月 日		年 月 日	
変 更 理 由			

様式第16（第17条関係）

まちづくり景観形成地区内行為届出書

年 月 日

豊橋市長 様

届出者 住 所  
(所在地)  
氏 名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

豊橋市まちづくり景観条例第22条の規定により、次のとおり届け出ます。

地 区 の 名 称								
設計者の住所氏名	(電話 ー ー )							
施工者の住所氏名	(電話 ー ー )							
行 為 の 場 所	豊橋市							
工 事 予 定 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日							
行 為 の 種 類	建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更						
	工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩の変更						
	屋外 広告物	広告物：表示・移転・内容変更						
	広告物	掲出物件：設置・改造・移転・色彩変更						
	その他							
建	主要用途	階 数	地上	階	地下	階	高 さ	m
	構造	敷地面積	m <sup>2</sup>	建築面積	m <sup>2</sup>	延べ面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
築 物	整備計画に配 慮した事項							
	屋上に設置す る建築設備			規模				
工 作 物	種類				規模			
	整備計画に配 慮した事項							
屋 外 広 告 物	種類				規模			
	整備計画に配 慮した事項							
そ の 他								
関係図書	1 位置図、配置図、平面図、立面図及び外構図 2 現況写真その他市長が必要と認める図書							



様式第17（第19条関係）

まちづくり団体認定申請書

年 月 日

豊橋市長様

申請者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

豊橋市まちづくり景観条例第24条第1項の規定によるまちづくり団体の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

まちづくり団体の名称	
団体構成員の数	人（世帯）
主たる活動区域	豊橋市
団体の事務所の所在地	豊橋市
主たる活動の内容	
添付図書	1 団体規約 2 団体の活動区域を示す図面 3 団体構成員及び役員の名簿

様式第18（第19条関係）

まちづくり団体認定通知書

年 月 日

様

豊橋市長

印

年 月 日付けで申請のあったまちづくり団体の認定については、豊橋市まちづくり景観条例第24条第1項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 まちづくり団体の名称

2 認 定 番 号 第 号

3 認 定 年 月 日 年 月 日

様式第19（第19条関係）

まちづくり団体認定取消通知書

年 月 日

様

豊橋市長

印

下記のまちづくり団体は、豊橋市まちづくり景観条例第24条第3項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

1 まちづくり団体の名称

2 認定番号及び認定年月日 第 年 月 日 号

3 取 消 年 月 日 年 月 日

4 取 消 理 由

様式第20（第21条関係）

まちづくり協定認定申請書

年 月 日

豊橋市長様

申請者 住所  
(所在地)  
氏名  
(名称及び代表者氏名)  
電話番号

豊橋市まちづくり景観条例第25条第1項の規定によるまちづくり協定の認定を受けたいので、次のとおり申請します。

まちづくり協定の名称	
協定締結者数	人（世帯）
添付図書	1 協定書 2 協定区域を示す図面 3 まちづくり団体の規約及び役員名簿 4 協定締結者の名簿

様式第21（第21条関係）

まちづくり協定認定通知書

年 月 日

様

豊橋市長

印

年 月 日付けで申請のあったまちづくり協定の認定については、豊橋市まちづくり景観条例第25条第1項の規定により、下記のとおり認定したので通知します。

記

1 まちづくり協定の名称

2 認 定 番 号 第 号

3 認 定 年 月 日 年 月 日

様式第22（第21条関係）

まちづくり協定認定取消通知書

年 月 日

様

豊橋市長

印

下記のまちづくり団体は、豊橋市まちづくり景観条例第25条第4項の規定により、認定を取り消したので通知します。

記

1 まちづくり協定の名称

2 認定番号及び認定年月日 第 年 月 日 号

3 取 消 年 月 日 年 月 日

4 取 消 理 由